

所得税の確定申告が必要な方

- 事業所得(営業・農業等)や不動産所得などがあり、所得の合計額が所得控除の合計額を超える方
- 土地や建物等の不動産、株式、貴金属等の資産を譲渡した方
- ※土地、建物、株式、貴金属等の譲渡所得の申告相談は、東金税務署で受けてください。
- 給与収入が2,000万円を超える方
- 給与を1か所から受けていて、かつ、各種所得金額(給与及び退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けている、かつ、年末調整をされなかつた給与収入金額と、各種所得金額(給与及び退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
- 年金収入が400万円を超える方
- 年金に係る雑所得があり、年金以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- 勤務先からの支払報告書(※)が提出されていない方(勤務先へ提出の有無をご確認ください。)

町県民税の申告が必要な方

- 令和8年1月1日現在、町内に住所があり、次に該当する方は町県民税の申告をしてください。
- 事業所得や不動産所得などがあり、確定申告の必要がない方



東金青色申告会からのお知らせ

令和7年分決算・確定申告相談会

青色申告会員の方を対象に、所得税確定申告の相談と提出を受け付けます。(※会員以外の方は、入会手続き後の相談受付となります。)

相談は完全予約制ですので、事前にお申込ください。

とき 2月16日(月)～3月16日(月)

※期間中の日曜日、祝・休日を除く

受付 午前9時30分～11時40分、午後0時40分～4時

ところ 東金青色会館(東金市南上宿2-8-16)

その他 3月17日(火)～31日(火)の間は、消費税の申告相談も可能です。

※期間中の土・日曜日、祝・休日を除く

問一般社団法人東金青色申告会 ☎0475-52-1284

- 勤務先での年末調整から収入または控除額に変更のある方

確認ください。)

- 前年中の所得が公的年金等のみで、支払者から町へ支払報告書(※)が提出されていない方

帳または認定書など

- 給与所得や年金所得があり、医療費控除を受ける方などは、還付申告が必要です。なお、給与所得者や年金所得者が還付申告をする場合は、その他の各種の所得も申告が必要です。

・医療費控除を受ける場合は、医療費通知や領収書を基に作成した医療費控除の明細書

- 前年中の所得はないが、町内居住の家族の控除対象扶養親族などになっていない方

・マイナンバーカード(マイナンバー)カードをお持ちでない場合は、「個人番号確認書類」と「身元確認書類」

- 収入がない被扶養者の方で、所得金額が0円の記載がある所得証明書などが必要な方

・還付申告をする方は、申告者本人名義の預貯金口座番号のわかるもの

- ※支払報告書：給与や年金などの支払者が前年中の支払金額などを、支払いを受けた方の居住する市町村に報告する書類

・認証書類

お持ちいただくなるもの

未申告の場合、所得証明書などが発行できないほか、国民健康保険税や介護保険料の算定、福祉、医療・教育資金等の給付や保育料などの判定に影響がありますので、期限内に必ず申告してください。

申告をしなかつたら…

- ・事業所得や不動産所得などがあり、確定申告の必要がない方
- ・前年中の所得が給与のみで、勤務先から町へ支払報告書(※)が提出されていない方(勤務先へ提出の有無をご確認ください。)
- ・障害の程度がわかる各種手書類
- ・給与所得や年金所得がある方は源泉徴収票
- ・社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書